

令和元年度 高校生消費生活講座 実施要項

1 趣 旨

消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題が複雑化・多様化する中で、消費者一人一人が消費者被害に遭わないよう正しい知識を身に付けるとともに、これを適切な行動に結び付け、安全・安心で豊かな消費生活を送ることができる社会の実現が求められています。

そこで、自らの消費生活の安定及び向上に向けて主体的に判断し、行動することができる「自立した消費者」を育成するとともに、安全・安心な地域社会づくりの担い手として活躍できる人材の育成を目的に、高校生消費生活講座を開講します。

2 主 催

徳島県教育委員会

3 対 象

徳島県内の高等学校に在学する生徒

4 募集人員

20名程度

5 プログラム (予定)

回	日 時	内 容	会 場
第1回	10月26日(土) 13:00～15:30	開講式 目指せ！消費生活アドバイザー 18歳で大人に！契約って何？	ホテル千秋閣
第2回	12月21日(土) 13:00～15:30	ストップ・ザ・消費者被害 キャッシュレス社会の歩き方	ホテル千秋閣
第3回	12月27日(金) 9:45～15:30	「エンカル甲子園2019」観戦	徳島グランヴィ イリオホテル
第4回	1月25日(土) 10:00～15:00	生産者の立場から持続可能な社会を考える ～消費者志向自主宣言事業者から学ぶ～	事業者調整中
第5回	2月8日(土) 13:00～15:30	消費者市民社会の実現に向けて ～私たちにできること～ 認定証授与・閉講式	ホテル千秋閣

講師：消費者教育支援センター研究員ほか

会場については、現地研修等により変更になる場合があります。

引率は不要です。

6 応募について

(1) 令和元年9月20日(金)までに、学校単位で申し込んでください。

(2) 一部のプログラムのみの受講も可能です。ただし、希望者多数の場合は、全日程受講者を優先します。

7 保険及び経費について

(1) 受講者の保険については、県が負担し、まとめて加入します。

(2) 受講料及び資料代については不要ですが、会場までの交通費及び昼食代は各自の負担とします。

8 認定証について

受講者に対し、出席状況を勘案の上、徳島県教育委員会が発行する認定証を授与します。